

地方公共団体と連携し
子育て世帯や地方移住者等の
マイホーム取得を応援！

ずっと固定金利の安心
【フラット35】
地域連携型

【フラット35】の借入金利から当初 **5年間** 年**0.25%**引下げ



子育て世帯や地方移住者等の住宅取得に対する地方公共団体の財政的支援とセットで、金利を引き下げ！

■利用できる地方公共団体の事業の概要(例) *事業の詳細は、各地方公共団体が、地域の実情を踏まえて個別に決定します。

子育て世帯が
住宅を取得する場合



UIターンを契機として、
住宅を取得する場合



居住誘導区域外から
居住誘導区域内に移住する際に
住宅を取得する場合



空き家を取得する場合



防災・減災対策に資する
住宅を取得する場合



商品の詳しい内容や
資金計画シミュレーション
お客さまの体験談等はこちら



フラット35 検索
<https://www.flat35.com>

住宅金融支援機構と
連携する地方公共団体は
こちら



フラット35 地方 検索
<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/organizations.html>

お電話でのお問合せ
(お客さまコールセンター) **0120-0860-35** 通話無料

お気軽にお電話ください。土日も営業しています(祝日、年末年始を除く)。営業時間 9:00~17:00

国際電話などで利用できない場合は、次の番号におかけください。Tel 048-615-0420(通話料金がかります。)

●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算額があり、予算額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付などが終了した場合も受付を終了させていただきます。詳細は各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】の利用条件などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●お客さまコールセンターまでお問合せください。

⚠️ 【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。